

令和9年度教育実習生の受け入れについて

1. 教育実習生の受入れ要件

- (1) 教育実習生として心身ともに健康状態が良好であること
- (2) 原則として本校卒業生であること

※上記の原則から外れる場合は、協議の上受け入れの可否を決定します。なお、教育実習を承認された後においても、実習生として相応しくない行為があれば、これを取り消すことがあります。

2. 教育実習期間と時期

- (1) 時期 令和9年5月上旬（予定）
- (2) 期間 2週間または3週間（3週間の実習はそれが必要な場合に限ります。）

※上記の時期に実施できないやむを得ない事情がある場合は、その旨、本校に相談してください。

3. 申込受付期間

- (1) 電話による仮申込受付 本案内の掲載日～令和8年8月31日（月）
※午前9時～午後4時半（休日を除く）
※可能であれば、この時に本申込の来校日時予約も行います。
- (2) 来校による本申込受付 令和8年7月1日（水）～令和8年9月30日（水）
※下記4の申込書類の提出、諸連絡などを行います。

4. 申し込みに必要な書類等

- (1) 教育実習申込書（別紙をプリントアウトして利用してください。）
- (2) 返信用封筒 **2通**（内諾，承認通知用・長形3号）
※それぞれの封筒に大学の担当部署を表書きし，110円分の切手を封筒の中に入れてください
- (3) 所属大学から本校宛の教育実習に関する書類（ある場合のみ）

5. 本申込以降の流れ

(1) 審査

申込み期間終了後、令和8年10月中旬までに教育実習生受入れの審査を校内で行います。

(2) 受入れ内諾

受入れを内諾した者には、令和8年10月末日までに、各所属大学宛に「教育実習受入れ内諾書」を送付します。申し込み者本人への連絡はしないので、令和8年11月第2週以降、大学の担当者に確認してください。

(3) 受入れ承認（正式決定）

岐阜県教育委員会の承認の後、令和9年3月31日（水）までに、各所属大学宛に「教育実習生受入れ承認（不承認）通知書」を送付します。申し込み者本人への連絡はしないので、4月には大学の担当者に確認してください。（不明な点があれば、本校に問い合わせてください。）

(4) 事前打合せ

正式に承認された実習生に対して、事前打合会を教育実習開始日の前日（前日が休日の場合は実習前最後の平日）に本校で行います。正式な実習期間および事前打合せの日時は、大学に送付する「教育実習生受入れ承認通知書」（5の(3)参照）に付記しますので、大学から本人に連絡がある際、確認してください。

6. その他

- (1) 「教育実習申請書」による本申込後、申込内容の変更や辞退等が生じた場合は、早急に電話で連絡の上、その旨を本校の教務主任宛に文書で提出してください。
- (2) 「事前打合せ」には、必ず出席してください。無断で欠席した場合は、受入れを取り消すことがあります。また、実習に必要な教材等の配付や内容の指示はこの日に一括して行います。それまでに特別な準備は必要ありません。
- (3) 服装は、実習生として相応しいものを準備してください。自家用車による登校はできません。

問い合わせ先 担当：教務部 教育実習係（中田） 電話：0584-22-1002(不破高校)